



朝日町出産・子育て応援給付金事業のご案内

国の施策に基づき、妊娠期から出産・子育てまで一貫して子育て家庭に寄り添い、様々なニーズに即した支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施します。

伴走型相談支援

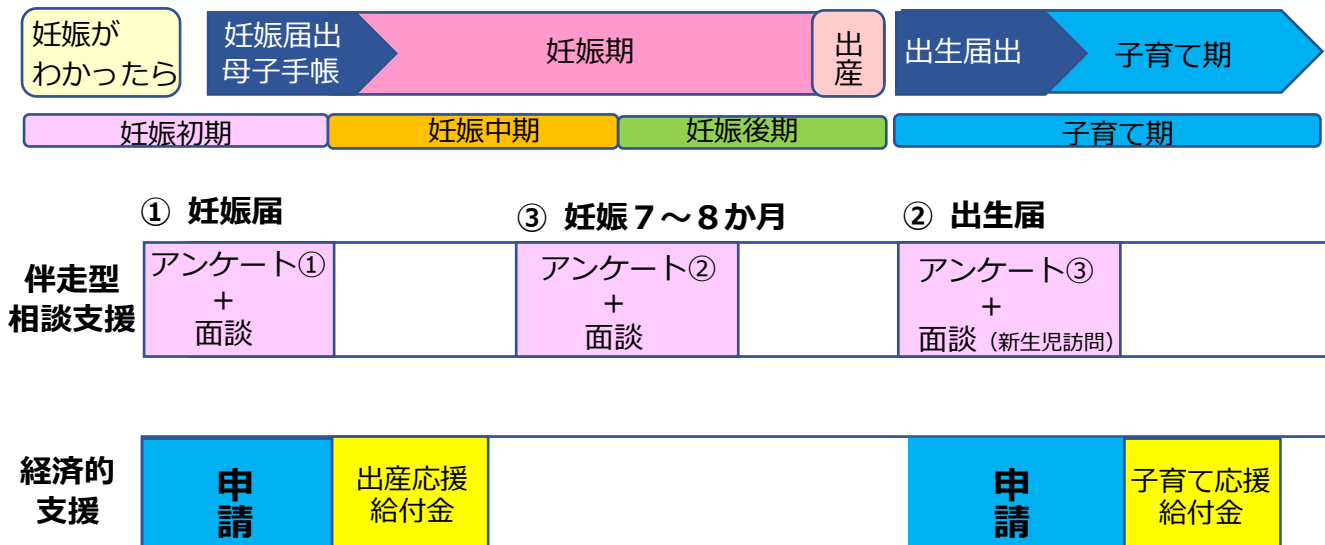
- 面談実施のタイミング
 - ① 妊娠届出時
 - ② 妊娠7～8か月頃（自宅訪問）
 - ③ 出生届出後（新生児訪問・乳児訪問）
- 面談の対象者
妊婦・産婦など

経済的支援

※伴走型相談支援の面談実施後に支給

- 出産応援給付金
妊婦1人当たり5万円
- 子育て応援給付金
新生児一人当たり5万円
- 支給方法
申請時に指定した口座へ振り込み

～ 支援の流れ ～



申請期間について

○**出産応援給付金**：妊娠中【支給要件を満たした日から出産日の前日まで（流産・死産の場合は、出産予定日前日まで）】。災害等やむを得ない事情により申請できなかった場合は、その事情がやんだ後3か月以内。

○**子育て応援給付金**：支給要件を満たした日から対象児が生後4か月を迎える日まで。災害等やむを得ない事情により申請できなかった場合は、その事情がやんだ後3か月以内とし、対象児童が1歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。

<お問い合わせ>

健康福祉課 保健医療係

電話：67-2116